

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

設立趣意書

金融商品取引法が施行されて約3年経過したところであるが、施行当初から、第二種金融商品取引業のうち、いわゆるファンドの自己募集業や信託受益権販売業については、金融商品取引法上の自主規制が行なわれていない状況となっている。

いわゆるファンドの自己募集業や信託受益権販売業は、その裏付けとなる資産が極めて多種多様であり、また、第二種金融商品取引業を行う者（以下「第二種業者」という）も、その事業規模や業態が多岐にわたっている。しかしながら、第二種金融商品取引業は、他の金融商品取引業と同様、我が国経済の様々な分野における資産活用・資金調達と投資家を結びつける重要な役割を担っており、市場全体の健全な発展が望まれているところである。

第二種業者による業務運営について、業界全体として規律ある取組み及び市場の活性化を促進し、市場全体の健全な発展を促進するためには、法令違反などの違法行為を未然に防止し、法令遵守や投資者保護の意識の徹底及び取引内容・知識等の蓄積を充実させることが極めて重要である。こうした認識のもと、下記のとおり、第二種業者の自主規制及び業界団体的な機能を担う一般社団法人を設立することとした次第である。

関係各位におかれては、標記協会の設立の趣意にご賛同とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 名称 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会（以下「本協会」とする。）
2. 事務所 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8（予定）
3. 目的 正会員の行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業等の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。
4. 業務
 - (1) 正会員が第二種金融商品取引業等を行うに当たり、金商法その他法令の規定を遵守させるため、正会員に対する指導、勧告を行うこと。
 - (2) 正会員の行う第二種金融商品取引業等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告を行うこと。
 - (3) 正会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに正会員の営業及び財産の状況を調査すること。
 - (4) 正会員の行う第二種金融商品取引業等に関する投資者からの苦情の解決及

び正会員の行う第二種金融商品取引業等に争いがある場合のあっせんを行うこと。

- (5) 正会員の行う第二種金融商品取引業等の取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要な規則の制定を行うこと。
- (6) 正会員の役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。
- (7) 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する問題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。
- (8) 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること。
- (9) 正会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- (10) 金融商品取引業に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- (11) 正会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。
- (12) 上記に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

5. 会 員

- (1) 正会員 金融商品取引業者のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者及び登録金融機関のうち登録金融機関業務を業として行う者であって本協会の理事会の承認を受けた者。
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同する自己募集その他の取引等を業として行う者であって、別に定める者。
- (3) 後援会員 本協会の活動を後援する者であって、本協会が認める者。

6. 会費等

- (1) 入会金
正会員 100万円
- (2) 会費及び議決権
 - a) 正会員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員）
一事業年度当たり50万円とし、本協会の業務について1個の議決権を有する。
 - b) 賛助会員
一事業年度当たり20万円とする。ただし、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に対し紛争等解決事業の利用登録を行う場合には、一事業年

度当たりの金額から10万円を減額することとする。

賛助会員は、本協会の業務について議決権を有さない。

c) 後援会員

一事業年度当たり20万円とする。

後援会員は、本協会の業務について議決権を有さない。

(注) 上記の会費の額については、当面（当初の3～5事業年度程度）の対応とする。その後は、正会員の取引実態などのデータを把握した上で、予算規模を抑制しつつ安定的な協会運営を行う観点から、一定の歯止めを設けた上で変動的な会費を導入することについて検討する。

7. 役員

(1) 理事	正会員理事	10人以内
	公益理事	6人以内
	常任理事	3人以内
(2) 監事	正会員監事	2人

8. 紛争等解決事業の利用登録

正会員は、FINMACに対し紛争等解決事業の利用登録を行うものとする。ただし、銀行法その他の法律に基づき指定を受けた指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結している登録金融機関にあっては、この限りでない。

9. 事業計画のイメージ(案)

別紙参照

10. 基金の募集

本協会の財産的基礎をなし、安定的な業務運営を図るため、基金（2億円程度）の募集を行う。

※ 基金とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいい、一定の条件が整えば、当該一般社団法人が拠出者に対し返還義務を負うものである。

以 上

平成 22 年 9 月 15 日

第二種業に関する一般社団法人設立検討幹事会

野 村 證 券 株 式 会 社

株式会社大和証券グループ本社

日興コーディアル証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

み ず ほ 証 券 株 式 会 社

株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行

株 式 会 社 ジ ャ フ コ